

第553回 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

日時 令和5年5月16日（火）

午前10時30分

場所 土浦合同庁舎 本庁舎 第1会議室

茨城県土浦市真鍋5-17-26

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議長の選出

4 出席委員数の報告

5 議事録署名人の選出

6 議 題 等

- (1) 漁業許可の制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について【諮問】
- (2) 漁業法第73条第2項第2号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準（案）について【協議】
- (3) 茨城県資源管理方針の一部改正について【報告】
- (4) ワカサギ漁期前調査に伴う特別採捕許可について【報告】
- (5) 令和4年度落とし網漁業操業実績について【報告】
- (6) その他

7 閉 会

霞水諮問第 1 号

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 75 号）第 11 条第 1 項、第 5 項及び第 7 項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準を別記のとおり定めたいので、同条第 3 項、第 5 項及び第 7 項の規定により意見を求める。

令和 5 年 5 月 11 日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 小曾戸



(別記)

新たに許可の希望があった知事許可漁業の許可を行うため、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則第 11 条第 1 項の規定に基づき、別紙 1 のとおり制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めて公示するとともに、同条第 5 項及び第 7 項の規定に基づき、別紙 2 のとおり許可の基準を定めるものである。

「新たに許可をする知事許可漁業」の制限措置等の公示

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。)第4条第1項に掲げる漁業につき、規則第11条第1項の規定により、第1の漁業については、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を第2から第4の漁業については、その許可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可を申請すべき期間を次のように定める。

第1 小型機船底びき網漁業

1 制限措置

(1) 漁業種類

手繰第1種漁業(いさざ・ごろひき網漁業)

(2) 許可等をすべき船舶等の数

下表のとおり

(3) 船舶の総トン数

2.5トン以下

(4) 推進機関の馬力数

80キロワット以下

(5) 操業区域

下表のとおり

(6) 漁業時期

3月1日から翌年1月20日まで

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区(市町村区域内の町若しくは字の区域)に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者

操業区域	許可等をすべき船舶等の数
北浦及び外浪逆浦	1隻

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年5月25日から令和5年6月26日まで

3 備考

(1) 当該漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和8年2月28日までとする。

(2) 当該漁業の許可に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

第2 さし網漁業

1 制限措置

(1) 漁業種類

雑魚さし網漁業(掛網漁業)

(2) 許可をすべき漁業者の数

下表のとおり

(3) 船舶の総トン数

2.5トン以下

(4) 推進機関の馬力数

80キロワット以下

(5) 操業区域

下表のとおり

(6) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区（市町村区域内の町若しくは字の区域）に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者

操業区域	許可をすべき漁業者の数
霞ヶ浦	1人
北浦及び外浪逆浦	1人

2 許可を申請すべき期間

令和5年5月25日から令和5年6月26日まで

3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和8年12月31日までとする。
- (2) 当該漁業の許可に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

第3 さし網漁業

1 制限措置

(1) 漁業種類

しらうおさし網漁業(しらうお建網漁業)

(2) 許可をすべき漁業者の数

下表のとおり

(3) 船舶の総トン数

2.5トン以下

(4) 推進機関の馬力数

80キロワット以下

(5) 操業区域

下表のとおり

(6) 漁業時期

4月1日から5月15日まで及び11月1日から翌年2月末日まで

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区（市町村区域内の町若しくは字の区域）に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者

操業区域	許可をすべき漁業者の数
霞ヶ浦の霞北共第2種 共同漁業権漁場内	1人

2 許可を申請すべき期間

令和5年5月25日から令和5年6月26日まで

3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和8年8月31日までとする。
- (2) 当該漁業の許可に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

第4 つけ漁業

1 制限措置

(1) 漁業種類

笹浸漁業

- (2) 許可をすべき漁業者の数

下表のとおり

- (3) 船舶の総トン数

2.5 トン以下

- (4) 推進機関の馬力数

80 キロワット以下

- (5) 操業区域

下表のとおり

- (6) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

- (7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区（市町村区域内の町若しくは字の区域）に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者

操業区域	許可をすべき漁業者の数
霞ヶ浦	1人
北浦及び外浪逆浦	1人

- 2 許可を申請すべき期間

令和5年5月25日から令和5年6月26日まで

- 3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和9年3月24日までとする。
- (2) 当該漁業の許可に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

許可の基準

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。）第11条第5項の規定による許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が同条第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合及び第11条第7項の規定による許可をすべき漁業者の数が同条第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合の基準をそれぞれ次のように定める。

第1 小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業(いさざ・ごろひき網漁業)

- 1 規則第11条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は、次の順序によるものとする。
 - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
 - (2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
 - (3) 前2号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第11条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

第2 さし網漁業のうち雑魚さし網漁業（掛網漁業）及びしらうおさし網漁業（しらうお建網漁業）並びにつけ漁業（笹浸漁業）

- 1 規則第11条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。
 - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第11条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。

7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

漁業許可の制限措置及び許可を申請すべき期間並びに許可の基準について (有効期間中の知事許可漁業の新たな許可)

1. 概要

- 霞ヶ浦北浦海区内での新規着業に向けた知事許可漁業の要望に対し、漁業調整及び水産動植物の繁殖保護上支障がないと認められることから、新たな許可の発給を行う。
- 新たに許可を予定している漁業について、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則第11条第1項の規定に基づき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めて公示するとともに、同条第5項及び第7項の規定に基づき、許可等の基準を定める。

2. 新たに許可を予定している漁業及び制限措置等について

漁業種類	操業区域	許可をすべき船舶等の数又は漁業者の数※	許可の有効期間
手繰第1種漁業（いさざ・ごろひき網漁業）	北浦及び外浪逆浦	1隻	許可の日から 令和8年2月28日まで
雑魚さし網漁業 （掛網漁業）	霞ヶ浦	1人	許可の日から 令和8年12月31日まで
	北浦及び外浪逆浦	1人	
しらうおさし網漁業 （しらうお建網漁業）	霞ヶ浦の霞北共 第2種共同漁業権漁場内	1人	許可の日から 令和8年8月31日まで
つけ漁業 （笹浸漁業）	霞ヶ浦	1人	許可の日から 令和9年3月24日まで
	北浦及び外浪逆浦	1人	

- 制限措置のうち、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、操業区域、操業時期、漁業を営む者の資格、許可の有効期間、許可の条件については、現行許可のとおり。
- 許可等を申請すべき期間は、令和5年5月25日から令和5年6月26日まで。

※許可等すべき船舶等の数又は漁業者の数について

- 霞ヶ浦北浦における漁業生産及び漁業経営体の維持・確保を図るため、県あての新規漁業就業希望件数及び関係漁協からの新規許可要望件数を基に、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障のない範囲内で設定。

〇〇網漁業の許可に関する取扱方針（抜粋）
 （制限措置）
 第3 規則第11条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。
 (1) 略
(2) 許可等をすべき船舶等の数（又は許可をすべき漁業者の数）
漁業調整上及び水産動植物の繁殖保護上支障がないと認められる範囲内で別に定める数とする。
 (3)～(7) 略
 （有効期間中の許可）
第7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。
 2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

3. 許可の基準について

● いさざ・ごろひき網漁業

規則第11条第5項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。

(1)	申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
(2)	申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
(3)	申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
(4)	申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
(5)	所属する漁業協同組合長の推薦を有する者

- ・前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第11条第6項の規定に基づく方法（公正なくじ）により許可をする者を定める。
- ・(2) (4)において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

- 雑魚さし網漁業、しらうおさし網漁業
- つけ漁業（笹浸漁業）

規則第11条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。

(1)	申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
(2)	申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
(3)	申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
(4)	申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
(5)	所属する漁業協同組合長の推薦を有する者

・前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第11条第6項の規定に基づく方法（公正なくじ）により許可をする者を定める。

・(2) (4)において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

**漁業法第73条第2項第2号に規定する
「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準（案）について**

令和5年5月16日

霞ヶ浦北浦水産事務所 漁業調整課

1. 概要

令和2年12月の漁業法の改正施行において、漁業の免許にかかる優先順位制度が見直され、個別漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する複数の者から免許の申請があった場合、漁場を有効に活用している既存の漁業権者に優先して免許されるが、それ以外の場合には、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に免許することとされた。

このため、漁業の免許をすべき者の決定において、漁業法第73条第2項第2号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」を決定するための判断基準を定めるものとする。

【根拠となる法令等】

- ・ 漁業法（昭和24年法律267号）第73条（免許すべき者の決定）
- ・ 「海面利用制度等に関するガイドライン」（令和2年6月30日付け2水管第499号水産庁長官通知）
- ・ 「海区漁場計画等の作成等について」（令和4年4月14日付け4水管第57号水産庁長官通知）

2. 「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準
別添（案）のとおり

表 当該基準の適用範囲と判断基準

適用範囲	判断基準
(1)類似漁業権の個別漁業権 ・ 同一の個別漁業権について漁場が適切かつ有効に活用されていると認められる満了漁業権を有する者から申請がなく、免許の申請が複数ある場合 (2)類似漁業権以外（新規漁業権）の個別漁業権 ・ 同一の個別漁業権について免許の申請が複数ある場合 当海区では、第1種区画漁業権（真珠養殖業）が該当	以下の具体的な取組が計画されており実現が可能であると見込めるか。 (1)漁業生産の増大 (2)漁業所得の向上 (3)就業機会の確保

3. 今後のスケジュール（案）

- ・ 令和5年5月16日 第553回漁業調整委員会にて協議
- ・ 令和5年5月 公表
- ・ 令和5年6月1日～7月31日 免許申請書受付期間
- ・ 令和5年8月 第555回漁業調整委員会へ免許に係る諮問、免許

法令抜粋

漁業法

(免許をすべき者の決定)

第七十三条 都道府県知事は、第六十四条第六項の申請期間内に漁業の免許を申請した者に対しては、第七十一条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、免許をしなければならない。

2 前項の場合において、同一の漁業権について免許の申請が複数あるときは、都道府県知事は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める者に対して免許をするものとする。

一 漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了する漁業権(以下この号において「満了漁業権」という。)とおおむね等しいと認められるものとして設定される漁業権について当該満了漁業権を有する者による申請がある場合であつて、その者が当該満了漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合 当該者

二 前号に掲げる場合以外の場合 免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者

漁業法第 73 条第 2 項第 2 号に規定する

「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準（案）

令和 5 年 月 日

茨城県農林水産部漁政課

1 趣旨

この判断基準は、茨城県における個別漁業権の内容たる漁業の免許に当たり、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 73 条第 2 項第 2 号に規定する地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者を決定するため審査を行う際の基準を定める。

2 適用範囲

この基準は、令和 5 年 3 月 9 日付け茨城県公示第 253 号によって公示された茨城海区及び令和 5 年 3 月 9 日付け茨城県公示第 254 号によって公示された霞ヶ浦北浦海区における海区漁場計画のうち、個別漁業権にかかる以下の場合に適用する。

(1) 類似漁業権	同一の個別漁業権について漁場が適切かつ有効に活用されていると認められる満了漁業権を有する者から申請がなく、免許の申請が複数ある場合
(2) 類似漁業権以外の漁業権	同一の個別漁業権について免許の申請が複数ある場合

3 判断基準

次の（ 1 ）から（ 3 ）に掲げるほか、その他の地域の水産業の発展に寄与する具体的な取組が計画されており、実現が可能であると見込めるか等について、漁業免許申請書に添付の事業計画書により審査し、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者を総合的に判断する。

(1) 漁業生産の増大

- ・ 生産計画は客観的な根拠により設定されており、免許の存続期間における安定的な生産が可能であると見込めるか。
- ・ 漁場環境の保全・改善又は悪化を防止するための対策が講じられており、免許の存続期間における良好な漁場環境の維持が可能であると見込めるか（区画漁業権に限る）。

(2) 漁業所得の向上

- ・ 生産物の品質や評価の向上についての取組などが具体的に検討されており、実現が可能であると見込めるか。

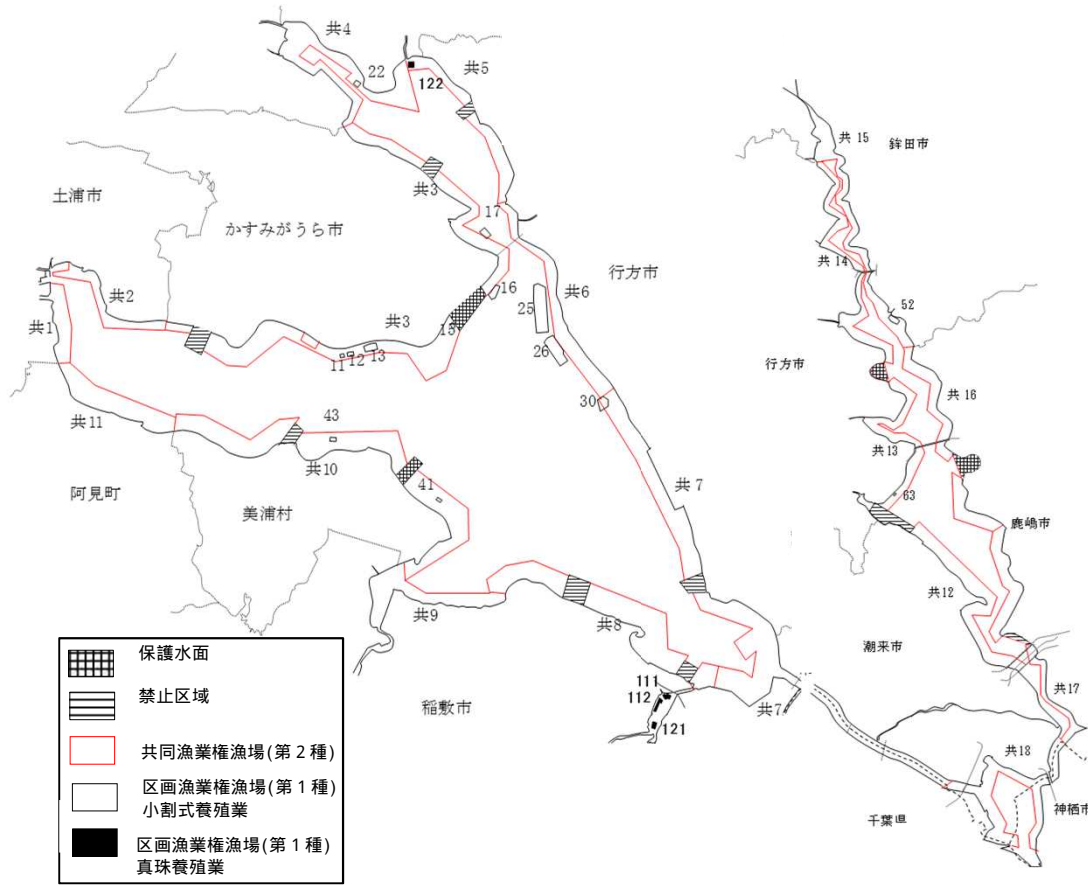
(3) 就業機会の確保

- ・ 従事者の雇用計画が定められており、地域における就業機会の向上に寄与していることと見込めるか。

霞ヶ浦北浦海区の漁業権

参考資料

表 令和5年度に一齐切替となる漁業権一覧



免許番号	漁業種類	漁業権者
霞北共第1号	第2種共同	霞ヶ浦漁協
霞北共第2号		
霞北共第3号		
霞北共第4号		
霞北共第5号		
霞北共第6号		
霞北共第7号		霞ヶ浦漁協、麻生漁協
霞北共第8号		霞ヶ浦漁協
霞北共第9号		
霞北共第10号		
霞北共第11号		潮来漁協
霞北共第12号		
霞北共第13号		きたうら広域漁協
霞北共第14号		
霞北共第15号		
霞北共第16号		
霞北共第17号		
霞北共第18号		
霞北区第111号	第1種区画 (真珠養殖業)	戸田真珠(有)、清和真珠(株)、大湖真珠(株)
霞北区第112号		大湖真珠(株)
霞北区第121号		柳瀬パール(有)
霞北区第122号		渡辺 章

第2種共同漁業権(団体漁業権)

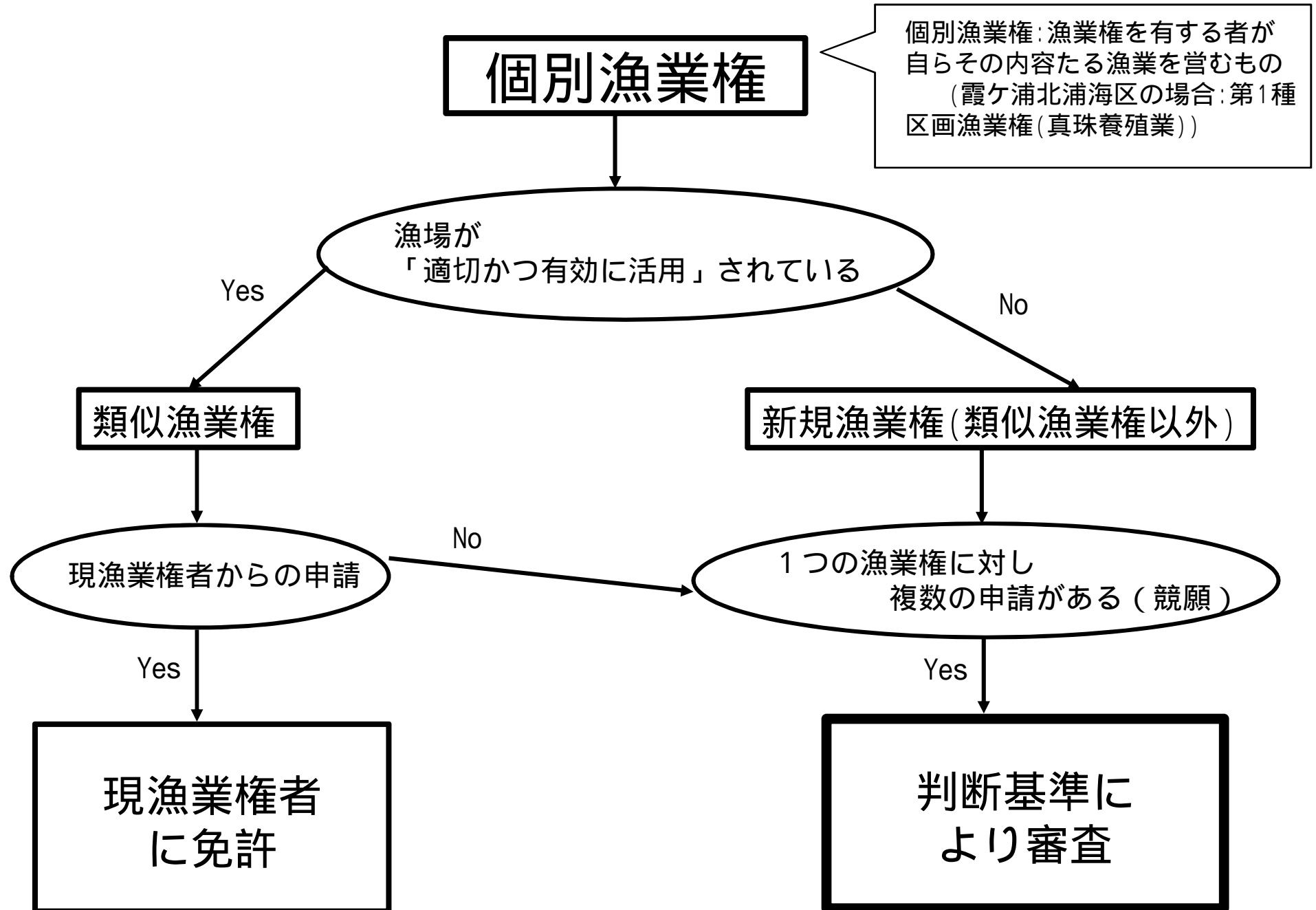


第1種区画漁業権(個別漁業権)



第1種区画(小割式養殖業)はR6切替のため省略

免許をすべき者の決定方法 フローチャート（漁業法第73条）



（「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準）

海区漁場計画の作成等について
（令和4年4月14日付け水産庁長官通知）

第3 漁業権の免許

4. 免許をすべき者の決定

(2)法第73条第2項第2号

2)判断基準

この判断基準については、行政手続法第5条第1項の規定に基づき、あらかじめ審査基準を定め、公表することとされたい。

この審査基準は、各地域の水産業の実情を踏まえて作成されるべきであり、同じ都道府県内でも、地域によって審査基準が異なることもあり得る。地域の水産業の将来を見据え、実効性のある審査基準とするよう検討し、**委員会にもあらかじめ示すこととされたい。**

なお、この審査は都道府県知事が行うものであることから、既存の漁業権者の同意の有無等をもって判断するものとはならないように留意して審査基準を作成されたい。地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者を判断するための審査基準であるとの前提に立ち、複数の審査項目を設け総合的に判断するものとなるよう努められたい。

3)審査方法

漁業法施行規則第25条において、免許の申請には、事業計画書を添付しなければならないものとされている。

都道府県知事は、地域水産業の発展に寄与することの審査のため、免許の申請をしようとする者が添付する事業計画書に、法第73条第2項第2号に例示するように、漁業生産の増大、漁業所得の向上、就業機会の確保など新たな漁業権を有することとなった場合の計画を記載させることなどが考えられる。どのような書類を提出させるのかも含め、あらかじめ審査基準において明らかにすることとされたい。

（後略）

海面利用制度等に関するガイドライン
（令和2年6月30日付け水産庁長官通知）

第4 漁業権

1 漁業の免許

法第73条第2項第1号以外の場合は、免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に対して免許をするものとされている（法第73条第2項第2号）。

「地域の水産業の発展に最も寄与する」か否かは、新たに設定された個別漁業権について複数の免許の申請があった場合に判断することとなる。

この場合においては、生産量の増大、漁業所得の向上、就業機会の拡大、地域の漁業者との調和的発展、地元の水産物流通や加工に与える影響等を中長期的な観点から総合的に勘案することが適当と考えられる。また、同じ都道府県の水面であっても、個別漁業権の対象となる魚種や漁場の条件により、判断基準が異なることは当然に考えられる。このため、あらかじめ判断基準を定め、複数の免許の申請があった場合に速やかに免許することができるようしておくことが望ましい。

（後略）

茨城県資源管理方針の一部改正について

令和 5 年 5 月 16 日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所 漁業調整課

1. 新たな資源管理制度と茨城県資源管理方針について

- 令和 2 年 12 月の漁業法改正施行により、我が国の資源管理体制が強化され、それまでの漁船隻数やトン数など漁獲能力の制限を主体とした管理から、漁獲量による管理を基本とする新たな資源管理制度が創設された。
- 当制度のもと、国では令和 2 年 10 月に資源管理の基本的な考え方や方向性を定めた「資源管理基本方針」を制定し、同方針に基づき、マイワシやクロマグロなど主要魚種について、順次、漁獲可能量（TAC）による資源管理（公的規制）の導入を進めている。
- 本県においても、国の基本方針に則り、令和 2 年 12 月に「茨城県資源管理方針」を制定し、知事管理漁業に係る漁獲可能量の配分の考え方などを定めるとともに、漁獲可能量による管理へ移行した魚種について、それぞれ個別の管理手法等を定めている。

2. 新たな「資源管理協定」制度の導入と「茨城県資源管理方針」の改正について

- 新制度では、漁獲可能量による公的管理体制を強化しつつ、漁業者による自主的な資源管理の取組を引き続き推進していくこととし、新たに「資源管理協定」制度が導入された。
- 当制度は、対象魚種ごとに資源管理の目標や自主的な資源管理措置を定めた協定を漁業者間で締結し、県が認定する制度で、国では、特に TAC 管理を行わない魚種については当制度を積極的に活用することとし、令和 5 年度中の協定締結を指導している。
- 霞ヶ浦北浦では、これまでトロール漁業の自主管理協定など漁業者による自主的な取組が行われていることから、これらをベースに、県では今後、新制度に基づく「資源管理協定」の締結を推進することとし、茨城県資源管理方針の必要な改正を行うものである。

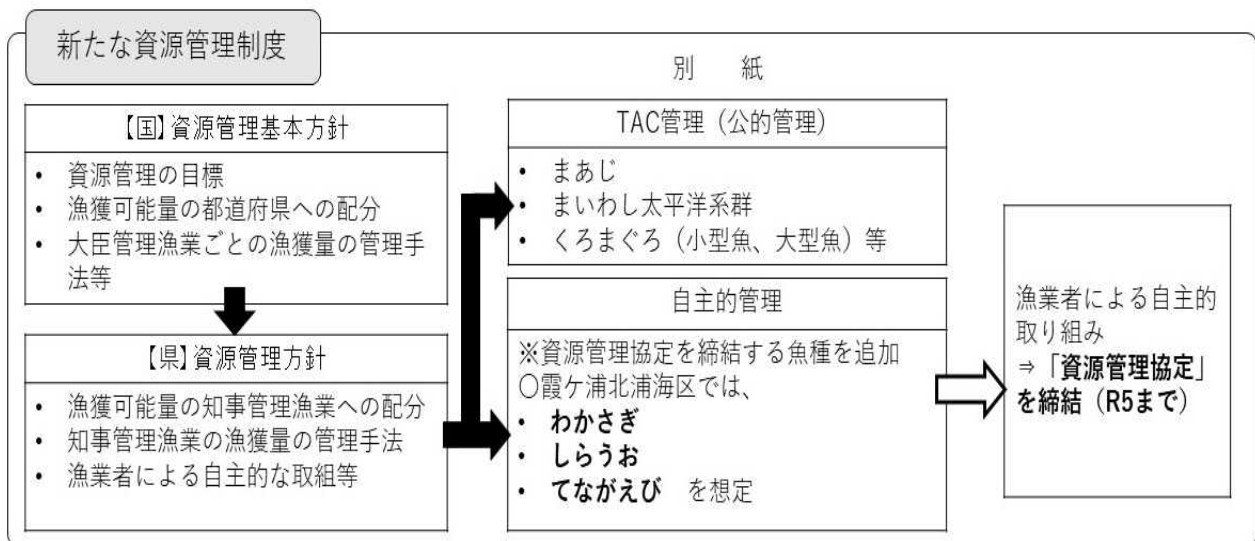


図 改正漁業法における新たな資源管理制度の概要

3. 今後のスケジュール

- 令和 5 年 5 月 第 553 回漁業調整委員会 本件にかかる事前説明
- 同年 7 月 第 554 回漁業調整委員会 本件にかかる事前協議
- 同年 8 月 第 555 回漁業調整委員会 本件にかかる諮問
- 同年 8 月～ 農林水産大臣（水産庁）承認及び公表
- 令和 6 年 3 月まで 「資源管理協定」の認定（茨城県知事）

法令抜粋

漁業法

(都道府県資源管理方針)

第十四条 都道府県知事は、資源管理基本方針に即して、当該都道府県において資源管理を行うための方針（以下この章及び第二百五条第一項第一号において「都道府県資源管理方針」という。）を定めるものとする。ただし、特定水産資源の採捕が行われていない都道府県の知事については、この限りでない。

- 2 都道府県資源管理方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 資源管理に関する基本的な事項
 - 二 特定水産資源ごとの知事管理区分（都道府県知事が設定する管理区分をいう。以下この章において同じ。）
 - 三 特定水産資源ごとの漁獲可能量（当該都道府県に配分される部分に限る。）の知事管理区分への配分の基準
 - 四 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法
 - 五 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
 - 六 その他資源管理に関する重要事項
- 3 前項第三号の配分の基準は、水域の特性、漁獲の実績その他の事項を勘案して定めるものとする。
- 4 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。
- 6 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 農林水産大臣は、資源管理基本方針の変更により都道府県資源管理方針が資源管理基本方針に適合しなくなつたと認めるときは、当該都道府県資源管理方針を定めた都道府県知事に対し、当該都道府県資源管理方針を変更すべき旨を通知しなければならない。
- 8 都道府県知事は、前項の規定により通知を受けたときは、都道府県資源管理方針を変更しなければならない。
- 9 都道府県知事は、前項の場合を除くほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、都道府県資源管理方針について検討を行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- 10 第四項から第六項までの規定は、前二項の規定による都道府県資源管理方針の変更について準用する。

(協定の締結)

第二百二十四条 漁業者は、漁獲割当管理区分以外の管理区分（第七条第二項に規定する管理区分をいう。）における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理に関して、協定を締結し、農林水産省令の定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県知事に提出して、当該協定が適当である旨の認定を受けることができる。

- 2 前項の協定（以下この章において単に「協定」という。）においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 協定の対象となる水域並びに水産資源の種類及び漁業の種類
 - 二 協定の対象となる種類の水産資源の保存及び管理の方法
 - 三 協定の有効期間
 - 四 協定に違反した場合の措置
 - 五 その他農林水産省令で定める事項

茨城県告示第 860 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 9 項の規定に基づき、茨城県資源管理方針（令和 2 年茨城県告示第 1288 号）を令和 3 年 7 月 27 日付けで次のように変更したので、同条第 10 項の規定において準用する同条第 6 項の規定に基づき公表する。

令和 3 年 8 月 5 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県資源管理方針

第 1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の海面は、沖合で親潮と黒潮が交錯し、これらの海流から派生する分枝が沿岸で混合する寒・暖流性の魚介類の好漁場であり、高い生産力と地域ごとの特性に応じた多種多様な漁業が営まれている。また、本県の沿岸地域では水産加工業も盛んに営まれており、水産業が中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第 2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第 3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に分配することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、使用漁具の制限や休漁期間の設定など漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表

するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
- (2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。
- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえ、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び茨城県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 茨城県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-7 まさば及びごまさば太平洋系群」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙 1 - 1)

第 1 特定水産資源

まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 板びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 72 条第 1 項第 5 号で定める漁業のうち総トン数 5 トン以上の船舶を使用する漁業をいう。以下同じ。）

イ 定置漁業（漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 60 条第 3 項で定める漁業をいう。以下同じ。）

ウ ア、イに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるまあじを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

ア 板びき網漁業 9 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで

イ その他漁業 周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県まあじ漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

板びき網漁業及び定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、板びき網漁業については許可隻数を現状の 24 隻（認可含む）を上限とする。定置漁業については、免許統数を現状の 2 か統を上限とする。

※以下、(別紙 1 - 2) ~ (別紙 1 - 7) 略

(別紙 1 - 2) まいわし太平洋系群

(別紙 1 - 3) くろまぐろ（小型魚）

(別紙 1 - 4) くろまぐろ（大型魚）

(別紙 1 - 5) すけとうだら太平洋系群

(別紙 1 - 6) するめいか

(別紙 1 - 7) まさば及びごまさば太平洋系群

茨城県資源管理方針 新旧対照表（案）

現在の資源管理方針	一部改正案
<p>茨城県資源管理方針</p> <p>第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 漁業の状況</p> <p>本県の海面は、沖合で親潮と黒潮が交錯し、これらの海流から派生する分枝が沿岸で混合する寒・暖流性の魚介類の好漁場であり、高い生産力と地域ごとの特性に応じた多種多様な漁業が営まれている。また、本県の沿岸地域では水産加工業も盛んに営まれており、水産業が中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p>2 本県の責務</p> <p>本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。</p> <p>第2から第7 <略></p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針</p> <p>特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-7 まさば及びごまさば太平洋系群」までに、それぞれ定めるものとする。</p>	<p>茨城県資源管理方針</p> <p>第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 漁業の状況</p> <p>本県の海面は、沖合で親潮と黒潮が交錯し、これらの海流から派生する分枝が沿岸で混合する寒・暖流性の魚介類の好漁場であり、高い生産力と地域ごとの特性に応じた多種多様な漁業が営まれている。一方、<u>県の内部に位置する霞ヶ浦北浦は、琵琶湖に次ぐ国内第2位の面積を有しており、古くから漁業が盛んな地域である。</u>また、<u>本県の沿岸地域では水産加工業も盛んに営まれており、水産業が中核的な産業となっている。</u>このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p>2 本県の責務</p> <p>本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。</p> <p>第2から第7 <略></p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針</p> <p>特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「<u>別紙3-〇 〇〇〇霞ヶ浦北浦系群</u>」までに、それぞれ定めるものとする。（※わかさぎ、しらうお、てながえびの各魚種）</p>

<p>(別紙1-1) ~ (別紙1-7) <略></p>	<p>(別紙1-1) ~ (別紙1-7) <略></p> <p><u>(別紙3-〇)</u></p> <p><u>第1 水産資源</u></p> <p><u>〇〇〇〇霞ヶ浦北浦海区(※わかさぎ、しらうお、てながえびの各魚種)</u></p> <p><u>第2 資源管理の方向性</u></p> <p><u>第2 資源管理の方向性</u></p> <p><u>霞ヶ浦においては県が行う資源評価について判断される資源水準を令和〇年までに、中位以上を維持とすることを旨とする。(※資源管理の目標等を記載)</u></p> <p><u>北浦においては県が行う資源評価について判断される資源の動向を令和〇年までに、増加とすることを旨とする。(※資源管理の目標等を記載)</u></p> <p><u>なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</u></p> <p><u>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u></p> <p><u>茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則等を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</u></p> <p><u>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるよう努めることとする。</u></p> <p><u>第4 その他資源管理に関する重要事項</u></p> <p><u>該当なし。</u></p>
------------------------------------	--

※茨城県資源管理方針へ追加される別紙の例

(別紙 3-〇)

第 1 水産資源

〇〇〇〇霞ヶ浦北浦海区

別紙1…特定水産資源(TAC 魚種)

別紙2…特定水産資源以外の魚種でかつ MSY ベースの
資源評価が実施等

別紙3…上記以外の魚種

わかさぎ、しらうお、てながえびの各魚種について作成

第 2 資源管理の方向性

霞ヶ浦においては、県が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。北浦においては、県が行う資源評価において判断される資源の動向を令和〇年までに、増加とすることを旨とする。

なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

霞ヶ浦北浦各々に資源管理の目標を記載

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則等を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるよう努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

霞ヶ浦北浦における主な自主的資源管理措置

漁法	地区	目的	具体的な資源管理措置	
横ひき	霞ヶ浦	ワカサギ・シラウオ稚魚の保護	GW中（約10日間）の自主休漁（稚魚の混獲防止） ※うなぎはえ縄漁の餌料確保のための操業は除く	
			3/1 から 7/20 までの間、操業時間を日の出から午前10時までに短縮	
トロール	霞ヶ浦北浦	ワカサギ・シラウオ・テナガエビ	県助言のもと直近CPUEをもとに資源状況を考慮しながら操業時間（曳網時間）を決定する。	
	霞ヶ浦	テナガエビ資源の保護	解禁日の設定	県助言のもと試験操業結果（抱卵状況等）等を考慮しエビ漁の開始時期を決定
			終漁日の設定	県助言のもと直近のトロールCPUEを考慮しエビ漁の終漁時期を決定
		ワカサギ親魚の保護	親魚保護	県助言のもと直近のCPUEを考慮し漁期終盤（11月中旬～12月末まで）のワカサギ狙い操業を自粛
張網	霞ヶ浦北浦	ワカサギの増殖	人工ふ化放流事業の実施	



資源管理協定（案）

※茨城県資源管理方針の別紙3に定める資源管理目標に則し「資源管理協定」を策定

（対象魚種）

- ・わかさぎ
- ・しらうお
- ・てながえび

（対象漁業）

- ・横ひき網漁業
- ・トロール漁業

参考図1 霞ヶ浦北浦における自主的な資源管理措置と資源管理協定（案）への移行

漁業法改正前

茨城県

茨城県資源管理指針
（同作成要領）

※「ワカサギ」において資源回復計画の取組を継続実施

漁業者

自主的な資源管理
（わかさぎ・しらうおひき網漁業
自主管理協定（任意）ほか）

資源管理計画（霞北未策定）
（同作成要領）
※漁業収入安定対策事業等の事業採択要件

漁業法改正後

茨城県資源管理方針
（法第14条）

※海区漁業調整委員会への諮問
※今回説明事項

自主的な資源管理
（わかさぎ・しらうおひき網漁業
自主管理協定（任意）ほか）

資源管理協定
（法第124条）

<資源管理協定について>

- ・資源管理の目標達成のための取組を定め、知事の認定を受けることができる。
- ・目標達成のため必要な措置（許可等の条件等）を知事に求めることができる。
- ・協定不参加者に対し、知事へ参加のあせんとを求めることができる。
- ・取組の内容について、資源管理協議会等において履行確認を要する。
- ・漁業収入安定対策事業等の補助事業の採択要件とされる。
- ・協定に違反した場合の措置を講ずることができる。

参考図2 霞ヶ浦北浦における漁業法改正と資源管理体制のイメージ図

2023 年度ワカサギ漁期前調査計画書

1 目 的

霞ヶ浦北浦におけるワカサギ漁解禁前の資源状況を確認するとともに、採捕物を放射性物質検査に供しその安全性を確認する。

2 調査組織

- (1) 実施主体 霞ヶ浦漁業協同組合及びきたうら広域漁業協同組合
- (2) 実施協力 水産試験場内水面支場

3 調査方法

わかさぎ・しらうおひき網を用いてワカサギ等水産動物を採捕する。

4 調査実施予定時期

- (1) 霞ヶ浦 6月最終週（6月25日の週）のうち1日
- (2) 北 浦 7月第一週（7月3日の週）のうち1日

※調査時期、調査回数については、状況により変更する場合があります。

5 調査水域、曳網時間及び曳網層

- (1) 調査水域（右図）
 - ア 霞ヶ浦 4水域
（沖宿沖、牛渡沖、湖心、高浜入）
 - イ 北 浦 4水域
（水原沖、白浜沖、江川沖、馬渡沖）
- (2) 曳網時間
1水域につき各20分間曳網する。
（馬渡沖のみ10分間）

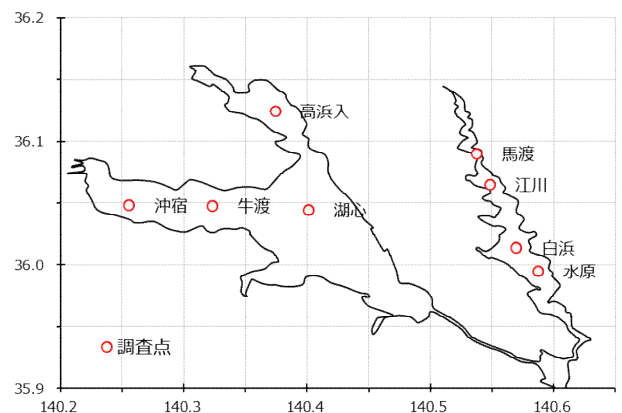


図 調査水域概要

- (3) 曳網層
霞ヶ浦は表層、中・底層の2層、北浦は表層を、各1回曳網する。※曳網層は天候等を踏まえ決定する。
- (4) 投網時刻
事前打ち合わせにより決定

6 使用船舶

霞ヶ浦漁協、きたうら広域漁協に所属している組合員の所有する船舶を利用する。

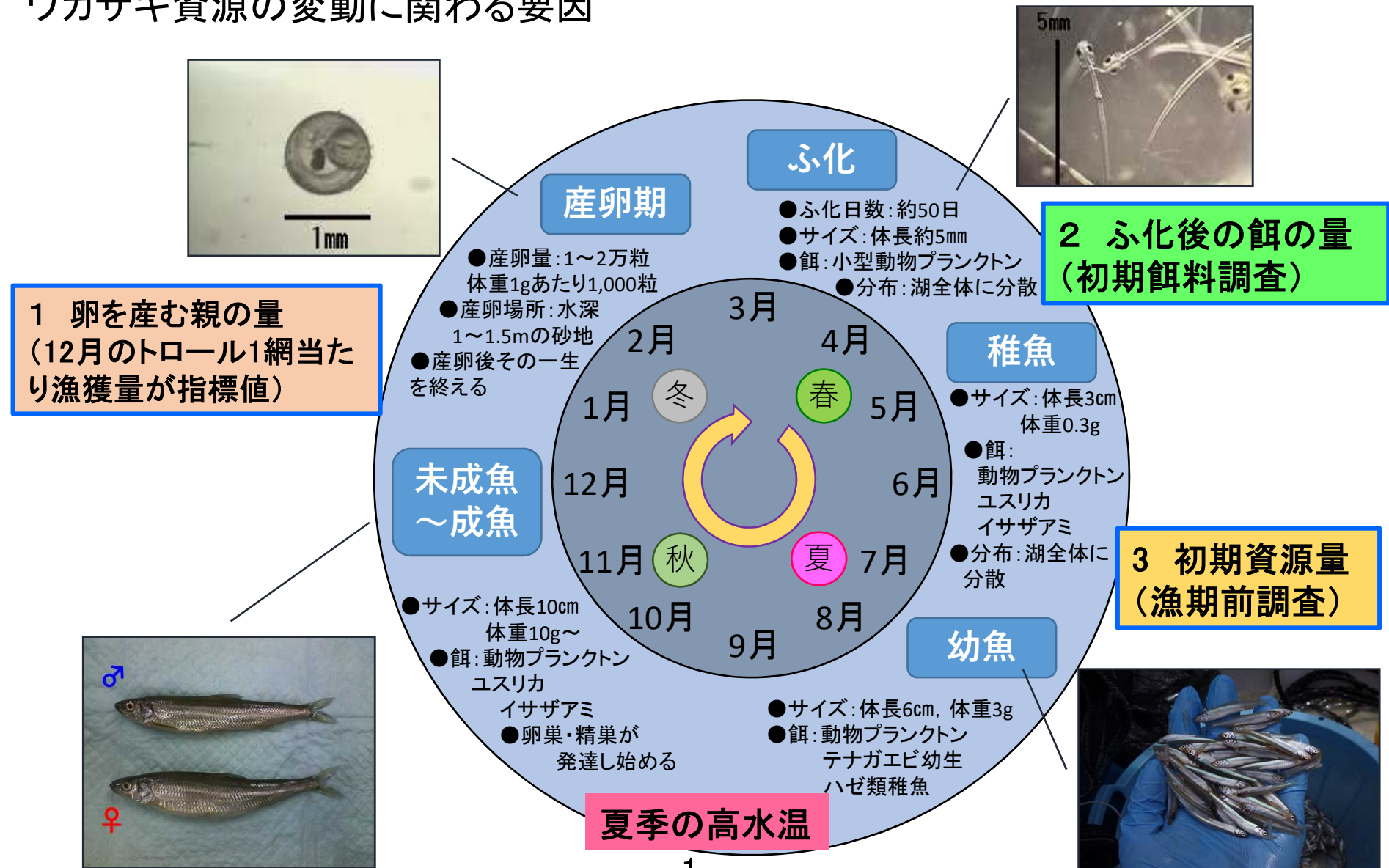
7 その他

- (1) 採捕物は全量を水産試験場内水面支場に搬入し測定する。
- (2) 測定後、採捕物のうち一部を放射性物質検査に使用する。
- (3) 事前に各漁協と打ち合わせを行い、具体的な日程等を決定する。

霞ヶ浦北浦のワカサギの餌料環境等について

令和5年5月16日 水産試験場内水面支場

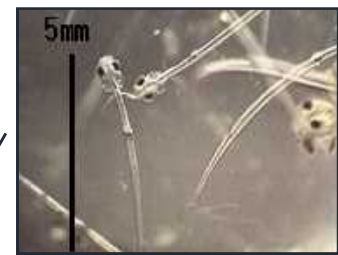
ワカサギ資源の変動に関わる要因



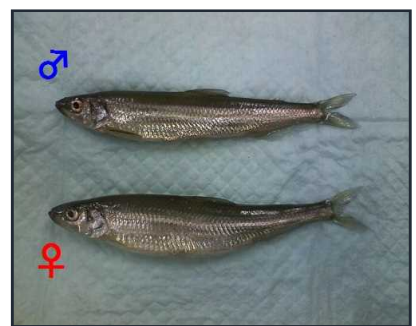
1 卵を産む親の量
(12月のトロール1網当たり漁獲量が指標値)



2 ふ化後の餌の量
(初期餌料調査)

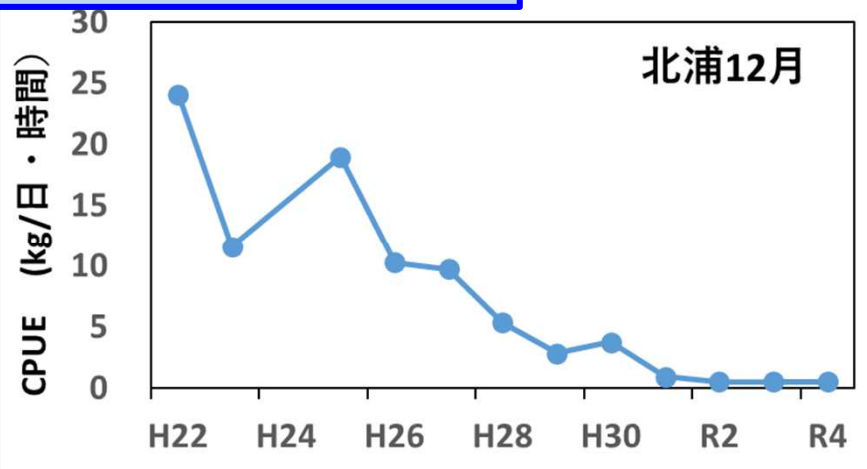
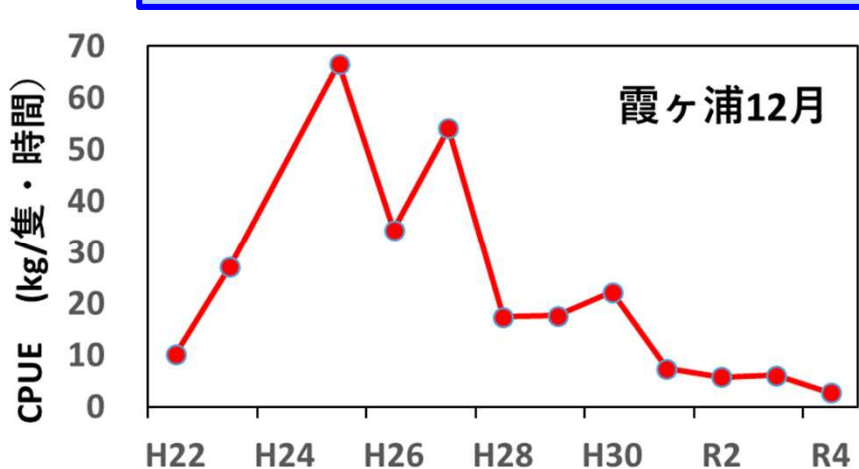


3 初期資源量
(漁期前調査)

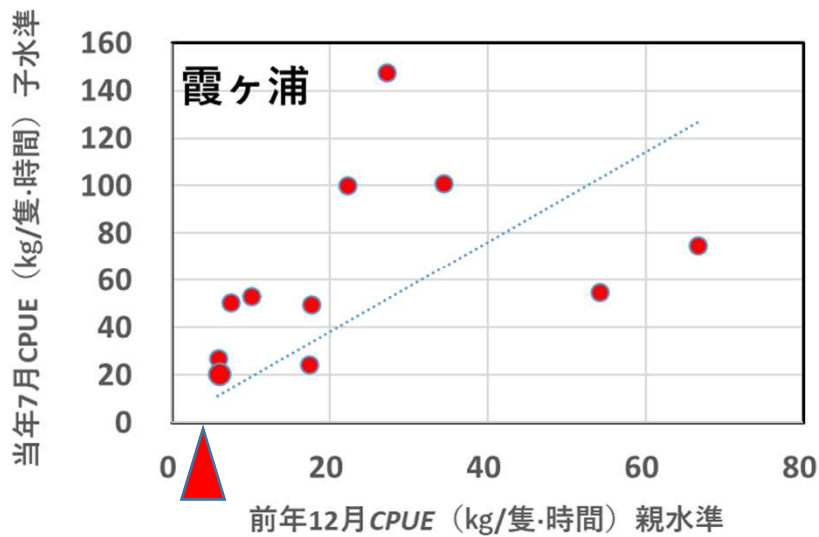


1. 昨年のワカサギ親魚の水準 (R4年12月の漁獲状況)

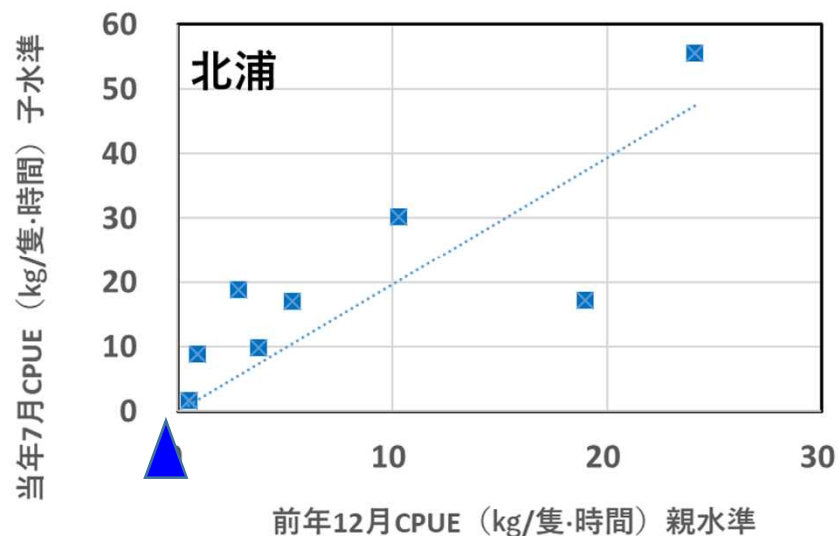
前年12月時点での親の水準は霞ヶ浦・北浦ともに低い



前年12月の親の水準と7月の子の水準の関係



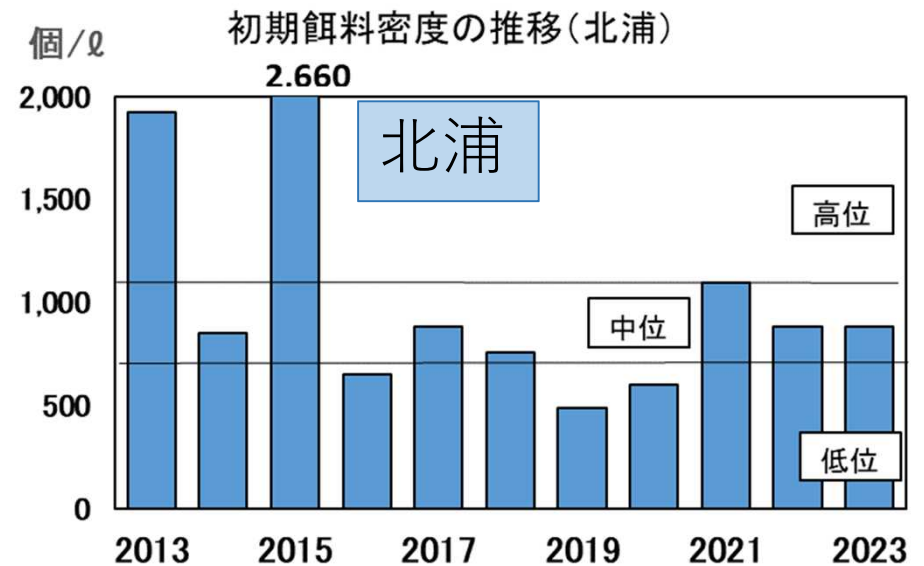
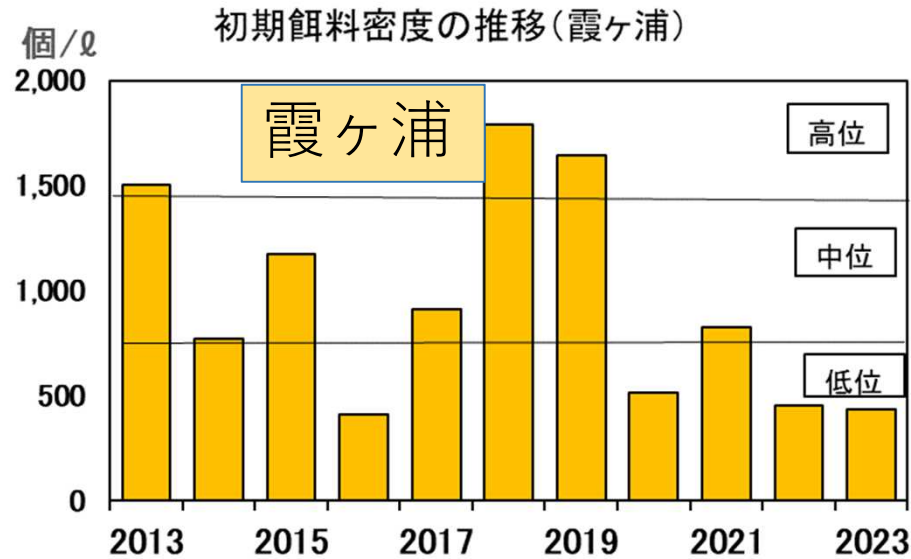
R4: 2.7 kg/隻・時間



R4: 0.5 kg/隻・時間

2. 今年の餌料環境

霞ヶ浦・北浦のワカサギの餌となるプランクトン(主にワムシ類)の密度を調べた結果



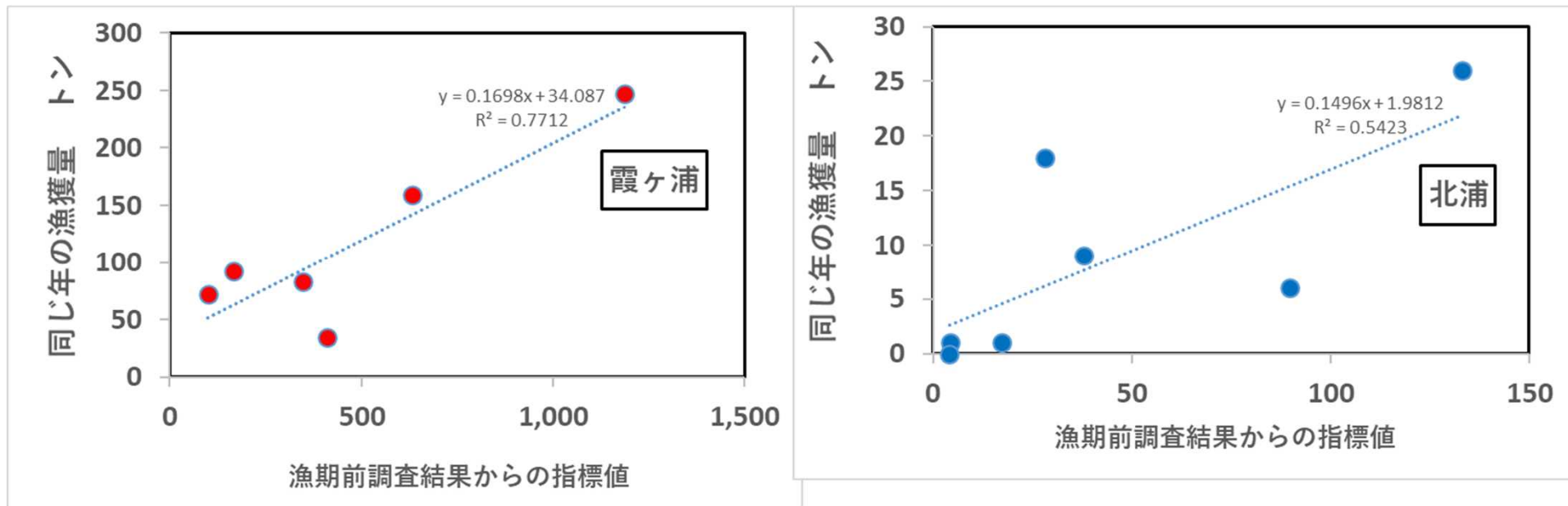
※グラフの数値はふ化時期3月の平均値

令和5年の3月は

霞ヶ浦	: 433個/ℓ	昨年比 96%	水準は低位
北浦	: 883個/ℓ	100%	水準は中位

3 漁期前調査

調査の結果(重量ベースの指標値)とその年の漁獲量
(2015~2021年の結果)



漁期前調査の結果に

- ・卵を産む親の量
- ・ふ化後の餌の量

さらに

- ・解禁後のトロール操業状況

を加味して、今年のワカサギの資源を評価していきます

令和4年度落とし網漁業操業実績について

1. 承認者数及び承認面数

項目	承認者数	承認面数
合計	21人	120面

2. 実績報告書提出数

項目	提出数	提出率	操業実績有の数
合計	21人	100%	16人

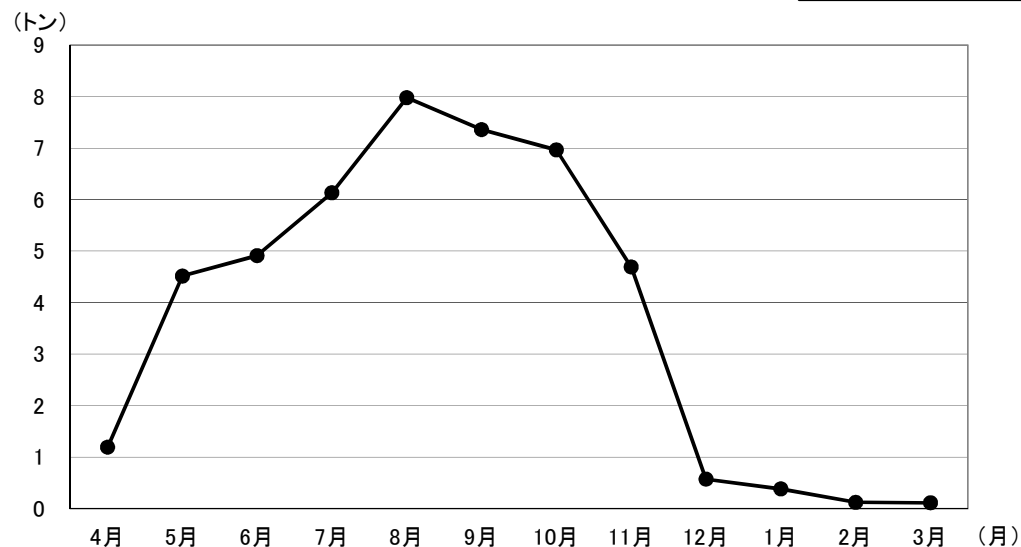


図1 アメリカナマズ漁獲数量 (令和4年度実績)

3. 操業日数

(日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延べ日数	155	356	331	355	393	345	337	244	46	15	5	5	2,587

4. 操業面数

(面)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延べ面数	31	47	47	47	50	43	46	36	13	8	3	3	374

5. 魚種別漁獲数量

(トン)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
アメリカナマズ	1.19	4.52	4.91	6.14	7.98	7.36	6.97	4.69	0.57	0.38	0.12	0.11	44.93
その他 (コイ、フナ)	4.16	5.67	5.32	5.08	5.19	4.75	3.81	1.66	0.11	0.13	0.02	0.01	35.90

〔データ：霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会指示実績報告書〕

年度別 落とし網漁業実績

1. 年度別承認者数及び承認面数

項目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
承認者数(人)	52	45	42	29	27	27	27	27	27	27	25	25	25	25	25	21	21	21	21
承認面数(面)	252	220	206	142	129	191	191	191	191	191	159	159	159	159	159	120	120	120	120

①落とし網漁業は、アメリカナマズ駆除を目的として、平成16年7月15日に委員会指示を発出した。

②平成16年から平成20年までは、承認期間1年未満として毎年指示を発出した。

③平成21年から、承認期間を第1種区画漁業権の免許期間(5年)とした。

※現在の承認期間：令和元年9月1日から令和6年8月31日まで

2. 年度別漁獲数量

単位：トン

項目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
アメリカナマズ	197.24	168.57	101.63	93.74	94.16	114.30	126.01	143.09	136.07	140.31	100.08	88.11	83.81	77.72	75.22	53.02	34.43	36.62	44.93
その他	16.84	50.80	24.61	37.55	30.84	21.53	16.23	26.54	29.36	37.21	33.60	29.25	31.90	28.59	27.80	27.28	22.60	22.84	35.90
合計	214.09	219.37	126.23	131.30	125.00	135.83	142.24	169.62	165.43	177.52	133.68	117.36	115.71	106.31	103.01	80.30	57.03	59.47	80.82

3. 年度別操業実績者数

単位：人

項目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
操業実績者	37	32	30	26	24	22	23	24	23	23	25	25	25	25	24	20	20	19	16

(トン)

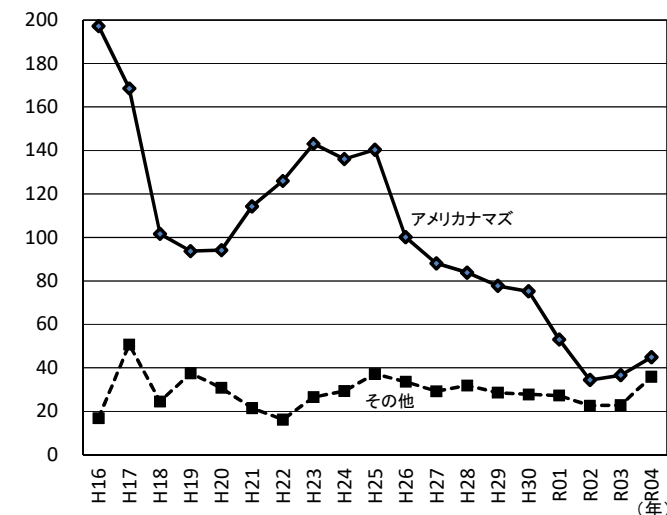


図2 アメリカナマズ等の漁獲数量の推移

(人)

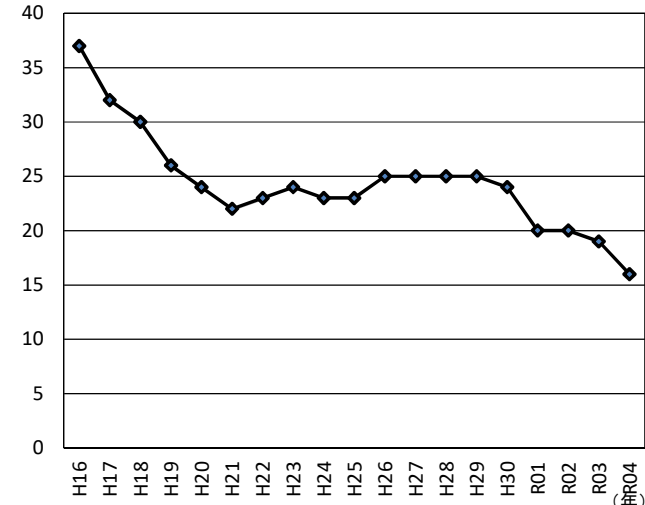


図3 操業実績者数の推移

常陸川水門における通し回遊魚の遡上拡大調査 結果速報

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所
茨城県水産試験場内水面支場

【目的】

常陸川水門によって遡上が阻害されているシラスウナギの滞留状況を調査するとともに、水門に併設する船通閘門の試験運用による遡上拡大効果を確認する。

今回、常陸川水門下流部におけるシラスウナギの滞留状況調査及び閘門遡上確認の結果を報告する。

【結果の概要】

(1) 日 時：令和5年5月2日（火）18:00～5月3日（水）4:30（中潮～大潮）

(2) 場 所：常陸川水門及び閘門周辺

(3) 方法及び結果

①水門下流部における滞留状況調査（表1）

水門下流の左岸側において複数の地点において火光すくい網による採集を行い、シラスウナギの滞留状況（採集尾数）を確認した。

表1 水門堤体下流部におけるシラスウナギ滞留状況

回次	採集時刻	採集尾数	船及び陸上の人数
1回目	5月2日 19:00～20:45	2,438尾	船2隻（4名）・陸上7名
2回目	5月2日 22:00～23:30	465尾	船2隻（4名）・陸上7名
3回目	5月3日 1:00～2:40	916尾	船2隻（4名）・陸上3名
計		3,819尾	

②採集したシラスウナギを用いた閘門遡上確認（図1）

試験的に夜間の閘門開放を行い、①で採集したシラスウナギのうち2,835尾を閘門の小閘室に放流し、遡上状況を確認した。

シラスウナギが上流に向けて表層を遡上するのが目視で確認でき、放流から20～40分で閘門の上流（湖）側まで到達し、確認としてすくい網で489尾再捕することができた。

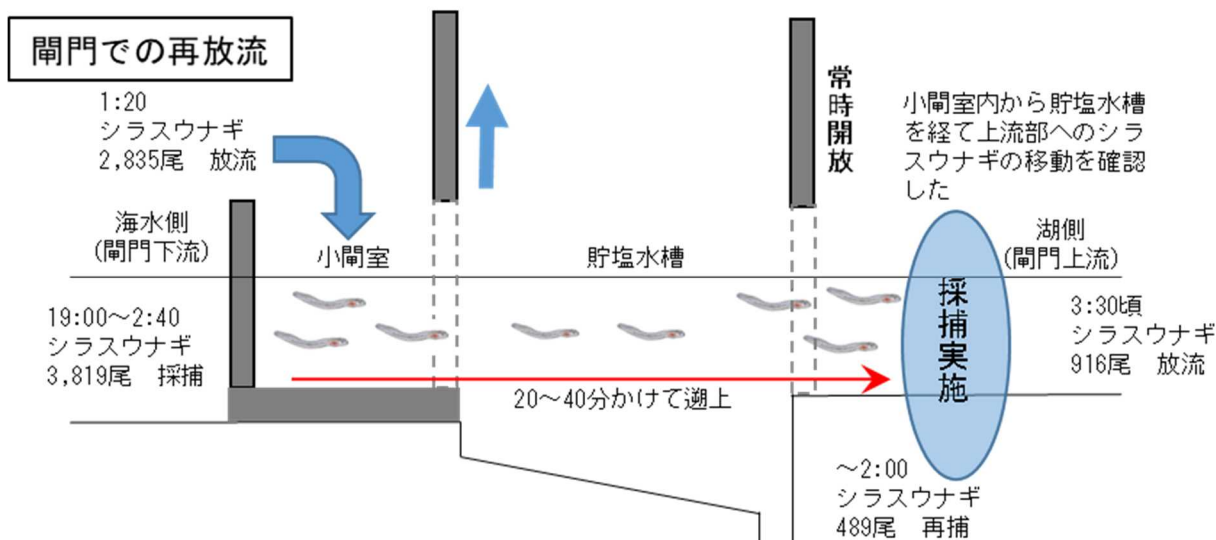


図1 閘門遡上確認の概要図